一般社団法人 日本アンカー協会　定款

一般社団法人日本アンカー協会
平成25年4月1日　施行
平成28年6月1日　変更
令和2年6月3日　変更
令和7年6月4日　変更

第1章　総　則

（名　称）

第1条　この法人は、一般社団法人日本アンカー協会と称する。

（事 務 所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2　この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章　目的及び事業

（目　的）

第3条　この法人は、防災工事・構造物基礎工事等におけるアンカー工事の社会的使命を認識し、会員相互の協力によってアンカー工法に関する技術の向上と普及及び促進を図り、国土の保全と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　アンカー工法に関する講習を行う事業
(2)　アンカー工法に関する資格付与を行う事業
(3)　アンカー工法に関する研究助成を行う事業
(4)　アンカー工法に関する情報調査を行う事業
(5)　アンカー工法に関する情報出版を行う事業
(6)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章　会　員

（種　別）

第5条　この法人に次の会員を置く。

(1)　正会員　　建設業許可業者のうち、アンカー工事業を行うもので、この法人の事業に賛同して入会した法人
(2)　賛助会員　　この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
(3)　名誉会員　　この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入　　会）

第 6 条　この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申込まなければならない。

2　正会員の入会は、本協会正会員 3 名からの推薦を受け、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3　賛助会員の入会は、本協会正会員及び賛助会員のうち 3 名からの推薦を受け、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

（経費の負担）

第 7 条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　　名）

第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2)　総正会員が同意したとき。

(3)　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章　　総　　会

（構　　成）

第 11 条　総会は、すべての正会員をもって構成する。

2　前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権　　限）

第 12 条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の除名

(2)　理事及び監事の選任又は解任

(3)　理事及び監事の報酬等の額

(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散及び残余財産の処分
(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　　催）

第13条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　　集）

第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議　　長）

第15条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議 決 権）

第16条　総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決　　議）

第17条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面議決等）

第18条　総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2　前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したとみなす。

（議事録）

第19条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役　　員

（役員の設置）《平成28年変更》

第20条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　　12名以上16名以内

(2)　監事　　2名又は3名

2　理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3　前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第21条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第24条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除）《令和7年変更》

第27条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章　理事会

（構成）

第28条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第30条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第31条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）《令和2年変更》

第32条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）《令和2年変更》

第33条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第22条第4項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第34条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章　　資産及び会計

（事業年度）

第35条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第36条　この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第37条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
(1)　監査報告

第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第38条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。
（解散）
第39条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
（剰余金の非分配）
第40条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。
（残余財産の帰属）
第41条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第42条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　雑　則

（委員会）
第43条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
2　委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
（顧問）《令和7年変更》
第44条　この法人に顧問若干名を置くことができる。
2　顧問は、有識者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3　顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
5　顧問は、この法人の重要な業務につき、会長の諮問に応ずるほか、会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。

（事務局）

第45条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第46条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)　定款

(2)　会員名簿

(3)　理事及び監事の名簿

(4)　許可、認可等及び登記に関する書類

(5)　定款に定める機関の議事に関する書類

(6)　事業計画及び収支予算

(7)　事業報告及び計算書類等

(8)　監査報告

(9)　その他法令で定める帳簿及び書類

2　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

（委　任）

第47条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事は中原巖とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則（平成28年6月1日付定款一部変更）

1　この変更は、総会で承認されたときから施行する。

附　則（令和2年6月3日付定款一部変更）

1　この変更は、総会で承認されたときから施行する。

附　則（令和7年6月4日付定款一部変更）

1　この変更は、総会で承認されたときから施行する。